

<論 説>

ドイツ会計制度改革

—EU 指令・IAS・US-GAAP との調和化を巡って—

森 美智代

はじめに

我が国ではバブル経済崩壊後、金融ビッグバンのもとで、ここ数年にわたって会計制度の見直しが行われている。またドイツでも、ヨーロッパの金融・証券および保険の統合に向けた経済政策のもとで、国内の経済再建のための会計制度改革が行われている⁽¹⁾。両国の会計制度改革の背景には、両国を取り巻く経済的な環境には違いがあるが、経済変化にともない時代に適合した会計制度に改革されなければならないという共通した方向性がみられる。現在行われているドイツの会計制度改革は、我が国の会計制度改革に重要な課題を提供しているといえよう。

ここ数年間にわたるドイツ会計制度改革では、ヨーロッパ統合に向けた経済政策のもとで、国際的な会計（EU 指令・IAS・US-GAAP）との調和化を踏まえて大企業の会計制度改革にとどまらず、中小規模資本会社（合名会社、合資会社等＝資本会社が有限責任社員で、また営業管理をしている社員として資本参加している人的会社等）の会計制度の整備が行われた。つまり商法会計を基礎とした資本市場向けの会計制度の整備が行われることになり、さらに現在では証券取引所への上場企業である新興企業、あるいは情報産業（E-Kommerce）の会計の検討の必要性が問われている。資本市場活性化政策による経済再建に向けた改革のなかで、ドイツ会計制度がどのように展開されているのかが注目される⁽²⁾。

本稿では、主として、この数年の経済変化を背景にして行われてきたドイツ会計制度改革について検討し、次に会計制度改革の基礎にある資本市場活性化政策のもとでの会計問題について探究することにしたい。

I 会計制度改革の概要

1. 会計制度改革の経済的背景

これまでドイツ企業は間接金融を主たる資金調達の源泉としており、銀行は資金調達先の企業の持株所有による企業経営を支配する大株主であった。銀行による企業支配は、ドイツに証券市場が発展しなかった理由でもあり、銀行支配の経済を基盤にした債権者保護向けの商法会計制度が定着することになった。

しかし近年、EU 統合、国内の経済再建のための経済政策によって、企業は間接金融から証券市場における直接金融に移る傾向にあり、ドイツでは資本市場活性化に向けた会計制度が整備されている。ここ数年にわたる商法及び商法関連法の改正（表1—(1)・(2)）は、企業の経営管理構造の改革を余儀なくするコーポレートガバナンス論争と連動して会計士の会計責任が問われることとなり、株主および投資家保護に向けた会計制度改革が行われている。

ドイツ会計制度改革の背景では、ニューヨーク証券市場に進出する大企業に対しては国際的な競争を強化するために、また中小規模資本会社に対しては証券市場への上場の規制を緩和して資金調達が容易にするために、それぞれの企業規模に向けた資本市場の活性化政策が行われている。なかでも、新興企業向けのノイアマルクトの開設は、我が国の新市場開設に影響を及ぼす資本市場活性化政策となった。しかしこれまで行なわれてきた資本市場活性化政策のための会計制度改革にまた新たな会計問題が生じている。というのは、投資家保護を基礎とする財務諸表の透明性に優れているといわれたアングロ・アメリカ型会計基準を採用する企業が資金困窮に陥り、企業破綻が見られるようになったからである⁽³⁾。資本市場活性化政策はドイツ企業の決算書の国際化をもたらすことになったが、ドイツ会計制度に新たな波紋を投げかけている。

まずドイツではどのような会計制度改革が行われているのかについて考察することにした。

2. 会計制度に関わる法改正

従来のドイツ会計制度は、商法に準拠して作成された年度決算書が税法上の課税決定の基礎となる基準性の原則の枠組みのもとに基礎づけられてきた。実務では伝統的な会計慣行から逆基準性の原則に基づく会計処理が法律的にも容認されるという会計制度であった。しかしここ数年の間、表1-(1)・(2)に示すような法改正が行われ、会計制度にも大きな変革がもたらされてきている。

その変革をもたらした背景には、一つには国際的な経済の動き、二つには、国際的な動きに対して国内で行われている経済政策がある。現在は、このような経済の動きおよび政策的な要因が会計制度改革に著しく影響している。

前者は、企業の動きが国内にとどまらず、他国の企業との技術・業務提携および資本提携と拡がり、企業の財務諸表に比較可能性が求められるようになったことであり、制度改革が必要になった理由の一つだと考えられる。企業が他国の企業との競争力を強化するためには、企業に国際的基準への適合が求められていた。

しかし後者の国内の経済政策は、各国特有の経済事情が影響しており、法制度に基礎づけられているドイツ会計制度の改革は、まず上場企業を対象とした会計制度の見直しのための法改正から始められた。国際的な証券取引所に上場する企業に対して、ドイツ商法に限定するのではなく、国際的に承認された会計基準 (IAS/US-GAAP) による決算書の作成を認め、国際的な調和化の動きに対応して商法改正が行われた。この法改正段階では、具体的な会計基準は審議されず、IAS/US-GAAP の選択適用という暫定処置 (商法 292 条 a) によって対応することになった。

① 資本調達容易化法 (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz=KapAEG)
[1998年4月20日公布 1998年4月24日施行]

ドイツ会計の国際化に向けた会計制度改革は、まず KapAEG の法改正で

あった。この法改正（商法 292 条 a の新规定）は、国際的資本市場に進出する企業（つまりニューヨーク証券取引所への上場）に対して経済的な障害を取り払うことを目的としていた。企業の財務諸表の比較可能性の阻害、債権者保護を基礎とする会計規定を採っていることから生じるディスクロージャー制度の不備、ドイツ企業の決算書における保守主義が定着した会計処理、さらに企業が外国証券取引所への上場の認可のために、他国の会計基準による決算書の作成に要する巨額の費用等、このような状況は、国際的な競争力を強化しようとする企業には大きな障害であった⁽⁴⁾。

一方、この法改正と平行に審議が進められていたのが、KonTraG の法改正である。KonTraG はドイツ経済改革を意味し、つまり経済に影響力をもつ支配力の制限、また近年の企業破綻の原因となっているドイツ企業経営の体質の改善をめざすものであった⁽⁵⁾。

次に、KonTraG「企業領域における統制と透明性に関する法律」の改正の背景と会計制度上の意義について検討することにしたい。

②企業領域における統制と透明性に関する法（Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich=KonTraG）[1998年4月27日公布・5月1日施行]

この法改正は、企業領域の統制と透明性、権力を集中する銀行権力の制限、監査役会の効率化等の提案から始まり、この提案の背景には、大規模なコンツェルン企業の破綻、銀行クルーゼ、企業スキャンダル等が多発していた⁽⁶⁾ことが挙げられる。

企業破綻の原因は、巨大コンツェルン企業の伝統的な経営体質にあり、ドイツの巨大銀行の企業への資本参加は、ドイツ経済を揺るがすほどの支配力をもつものである。しかしその反面、企業の資金提供者は、企業の経営陣として派遣され、監査役による取締役会の統制が行われていないという状況のなかで、企業経営に関わる意思決定は、企業の破綻を引き起こしかねないという結果に至ると考えられる。典型的な事例が、Metalgesellschaft 社、Bremer Vulkan 社等である。破綻した企業の監査役、取締役、監査法人に対する社会的な批判

表1-(1) KonTraG に関する法改正過程

	公表	主導	出典	草案
企業部門における統制および	1993年12月	連邦議会委員会の公聴会	ZIP	銀行および保険会社の権力—金融サービス部門における競争 Macht der Banken und Versicherungen— Wettbewerb im Finanzdienstleistungssektor
	1994年4月21日	SPD	Drucksache 12/7350	透明性および競争力の強化に関する経済法改正のための法律の草案 Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Wirtschaftsrechts für mehr Transparenz und Wettbewerb
	1995年1月30日	SPD	Drucksache 13/367	ドイツ経済における権力集中の透明性および制限の改善に関する法律の草案 Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung von Transparenz und Beschränkung von Machtkonzentration in der deutschen Wirtschaft (Transparenz—und Wettbewerbsgesetz)
	1997年5月20日	90年同盟/緑の党	Drucksache 13/7737	企業統制の制限および改善のための申請—統制および革新の強化に関する前提 Antrag zur Begrenzung und Verbesserung der Unternehmenskontrolle — Voraussetzung für mehr Transparenz und Innovation
	1997年11月7日 1998年1月28日	政府	Drucksache 872/97 Drucksache 13/9712	企業部門における統制および透明性に関する法律の草案 Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)
透明性に関する	1998年1月29日	連邦参議院	Drucksache 13/9716	企業資本参加のための監査役会の効率化と金融機関の場合における権力集中の制限に関する法律の草案 Entwurf eines Gesetzes zur Steigerung der Effizienz von Aufsichtsräten und zur Begrenzung der Machtkonzentration bei Kreditinstituten infolge von Unternehmensbeteiligungen
	97年12月10日 12月17日	会計基準委員会の任務の範囲は全ての資本会社の会計（特に、個別決算書）に関係するという結論が商法264条の規定に組み込まれた。 修正原案が提出され、商法264条の内容を引き継いでいるものの、会計基準委員会が連邦法務省に設置されるか、あるいは一つの選択方法として、私法上の委員会の設置が認可されることが規定され、直接的な基準設定主体は憲法80条の範囲内で認可されることが考慮された。		
法律の設置改正	98年1月16日	商法342条および342条aが、新商法第5節に委員会の任務が連結決算書に限定されることが織り込まれた。勧告が、基準性の原則を超え、税法上の利益算定にも影響を及ぼすことが避けられることになった。		
	1月30日	法務委員会の決議勧告(BT-Drs.13/10038)は私法上の委員会の設置が連邦法務省での諮問よりも優れているという提案が提出された。		
	3月5日	連邦議会は、KonTraG とドイツ会計基準委員会についての規定を法務委員会の決議勧告に基づき第二および三読会で可決した。		
過程	3月27日	連邦参議院は、法案を審議した。		
	1998年3月4日	連邦議会	Drucksache 13/10038	企業部門における統制および透明性に関する法律の草案 Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)
	1998年4月27日	連邦議会	BGBI. I Nr 24(S.786以下)	企業部門における統制および透明性に関する法律 Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)
	1998年5月1日	施行		

が高まり、1995年1月26日、ドイツ社会民主党（SPD）による株式法の改正提案が出され、1997年5月20日、90年同盟 緑の党による企業統制の改善と制限に関する提案等をきっかけに、1997年11月11日に、KonTraG改正の審議が始まった⁽⁷⁾。KonTraGの法改正がどのような過程によって始まったかは、表1-(1)に示すとおりである。

KonTraGの法改正の主な規定は、取締役の監督システムの強化（株式法91条2項）がはかられ、取締役には、監査役会に対して企業の経営計画の他に、リスク報告書を報告することが義務づけられた。そのため、連結付属説明書には、キャッシュフロー計算書、およびセグメント報告書（商法297条1項）が含まれることとなり、これらの報告書は、会計監査人による外部監査の対象となっている。その結果、ドイツ企業では監査役会の監督システムが強化されることになった⁽⁸⁾。

以上のような監査システムの強化から、KonTraGの法改正はコーポレートガバナンス論が論じられている国際的な動きに連動するきっかけとなった。KonTraGの改正には、時代転換ともいべき経済的、社会的、政治的事情が内在していた。

その他に、KonTraGの法改正は、会計制度にも次のような影響を及ぼす結果となった。その一つには、企業の資金の提供者が大銀行ということもあって、伝統的なドイツ企業の経営体質の基礎にある債権者保護から投資家保護向けの会計制度への転換をもたらすことになった。これは、後述する資本市場活性化政策に向けた会計制度が整備されるきっかけをつくることになった。

二つには、ドイツ会計基準委員会（Deutsches Rechnungslegung Standards Committee=DRSC）の設置である。EC会計指令の国内法化においても、会計基準委員会の設置は従来からの懸案であった。会計基準の審議を行う機関あるいは国際的な会計基準委員会に代表を送り出す機関として、KonTraGの改正では、法務省の諮問機関としての委員会（DRSC）（商法342条、342条a）の任務が商法で規定されることになった。DRSCの設置は、KonTraGの法改正の審議過程で4回の提案を経て実現している（表1-(1)参照）。現在、DRSCが

表1-(2) KonTraG・KapCo RiliG に関する法改正過程

	公表	主導	出典	主な会計規定内容 (商法292条 a)
資本調達容易化の改正過程	1996年12月11日	政府	政府草案	資本調達容易化法
	12月20日	連邦議会	Drucksache 967/96	Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbstätigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz —KapAEG)
	1997年1月11日	連邦参議院	Drucksache 967/97	
	3月6日	連邦議会	Drucksache 13/7141	商法292条 a 作成義務の免責
	6月12日	連邦議会 第一読会	Drucksache 13/9909	(1) 上場企業, コンツェルンの親会社は, コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を(2)の条件に適合して作成し, かつ325条, 328条に準拠してドイツ語圏およびドイツ市場に公開した場合には, 後文の規定に準拠して作成する必要はない。免責のための資料を公開するに際しては, ドイツ法に準拠して作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書ではないことが明白に表示されなければならない。
	1998年2月11日	連邦議会 法務委員会	Drucksache 137/98	(2) コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が, 以下の場合には, 免責の効力をもっている。
	2月13日	連邦議会 法務委員会	Drucksache 137/97	1. 親会社と子会社が, 295条, 296条に関わりなく免責のコンツェルン決算書に加えられる場合に,
	3月6日	連邦議会	Drucksache 279/98	2. コンツェルン決算書および状況報告書が, 以下の場合に,
	3月25日	連邦参議院	Drucksache 279/98	(a) 国際的に承認された会計原則に準拠して作成される,
	3月27日	連邦参議院	Drucksache 279/98	(b) 指令83/349EWGに一致して, また場合によっては, 金融機関および保険会社に関しては, 292条2項2文に示された指令にある。
4月20日	連邦広報	BGBl I (S. 707-709.)	施行	
4月24日	連邦広報	BGBl I (S. 707-709.)	施行	
	公表	主導	出典	主な会計規定内容 (商法292条 a)
資本会社指令法の改正過程	1999年8月3日	政府	Drucksache 458/99	個別決算書と連結決算書会計指令の適用範囲に関する改正のためのEU理事会指令(90/605/EWG)の遂行, 年度決算書の開示の改善, その他商法規定の改正に関する法律の政府草案 Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Durchführung der Richtlinie des Rates der Europäischen Union zur Änderung der Bilanz- und der Konzernbilanzrichtlinie hinsichtlich ihres Anwendungsbereichs (90/605/EWG), zur Verbesserung der Offenlegung von Jahresabschlüssen und zur Änderung anderer handelsrechtlicher Bestimmungen (Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Gesetz —KapCoRiLiG—)
	9月24日	連邦参議院	Drucksache 458/1/99	連邦内閣は, 政府草案を可決した。
	10月15日	連邦参議院	Drucksache 14/1806	商法292条 a の改正 資本会社指令法では, 下記のように改正された。
	11月4日	連邦議会 法務委員会 経済技術委員会	議事録	(a) 1文において, コンツェルン親企業である「証券取引所に上場している企業」は, 「親企業あるいはその子企業によって発行される有価証券(有価証券取引法2条)を通じて組織された市場(有価証券取引法2条5項の意味において)を利用して上場している親企業」という用語に改められる。
	12月14日	連邦議会	Drucksache 14/2353	(b) 1文の後に, 次の文が挿入される。
	12月16日	連邦議会 第二・三読会	Drucksache 14/1806	1文は, 組織された市場における取引の認可を申請している場合に適用される。
	2000年1月14日	連邦議会	Drucksache 14/2353	注) 親子会社によって発行される有価証券には, 株の他, 投資信託受益証券, 債券, ワラント付社債等があることから, 商法292条aの上場企業の範囲は拡張されることになった。
	2月4日	連邦参議院		
3月8日	連邦広報	BGBl I (S. 154-162.)		
3月9日			施行	

審議している基準の内容は表3—(2)に示すとおりである。KapAEGの法改正では、具体的な基準の内容までは審議されておらず、委員会によってはじめて商法292条aが審議され、KonTraGの改正におけるキャッシュフロー計算書・セグメント報告書に関する基準の審議、さらにリスク報告書についての基準が審議されることになった。DRSCでは、公表されている基準から判断しても、ドイツ商法、EU指令、IAS、US-GAAPを踏まえたドイツ会計基準が審議されている⁽⁹⁾。

以上のことから、KapAEG、KonTraGの法改正は、伝統的な企業体質を改善して、上場企業に関するディスクロージャー制度を整備する法改正であった。

他方、ドイツ会計制度は、かつてEC会計指令を国内法化したように、EUとの調整が義務づけられていることからEU法は加盟国に拘束力を持っている。1993年までにEU指令の国内法化を行っていなかったドイツに新たな事態を引き起こした。それが欧州裁判所の判決である。

③資本会社指令 (Kapitalgesellschaften und Co-Richtlinie-Gesetz=Kap-CoRiLiG) [2000年3月8日公布 3月9日施行]

1999年4月20日、欧州裁判所は、ドイツ(連邦共和国)に対してEU条約違反という判決を下した(Rs. C-272/97)。ここで、1985年商法への国内法化後、改めてEC第4号指令と第7号指令が問題となったのである。というのは、EU委員会では、1990年に、加盟国に対して、有限合資会社指令(GmbH & Co-Richtlinie) [EWG 90/605] を1993年までに、国内法化することを決議していたからである。この判決によって、ドイツはEC第4号指令および第7号指令を、人的会社(自然人が有限責任でない有限合資会社、合資会社、合名会社等)に適用するための法改正に迫られたのである。この法改正は、有限会社をはじめとする中小規模の資本会社のディスクロージャー制度の改革であった⁽¹⁰⁾。この法改正の前提に欧州裁判所の判決があった。つまり1999年4月の判決は、二つの判決が前提となっている。

①1997年12月4日の欧州裁判所の判決 (Rs. C-97/96) [ダイハツ・ドイツ

表2 KapAEG・KonTraG・KapCo.RiLiG (会計規定の主な改正点)

規定	改正	内容																
KapAEG		資本調達特約化法																
商法292条a	新規定	上場企業(コンツェルン親企業)に対して、コンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書を作成する義務を免責する条件を規定している。																
KonTraG		企業領域における透明性と統制に関する法律																
商法297条1項	改正	上場企業(コンツェルン親企業)の法定代表者は、コンツェルン付属説明書にキャッシュフロー計算書とセグメント報告書を含めなければならない。																
KapCo.RiLi.G		資本会社指令法																
商法264条4項	新規定	開示法11条に準拠したコンツェルン決算書の作成が義務づけられた親会社の子会社(合名会社・合資会社)に対する264条3項の適用																
商法264条a	新規定	少なくとも1名が自然人が有限責任ではない合名会社および合資会社に対する資本会社に適用される会計規定の適用																
商法264条b	新規定	少なくとも1名が自然人が有限責任ではない合名会社および合資会社の年度決算書がコンツェルン決算書に組み入れられる場合に、264条aの適用義務が免責される																
商法264条c	新規定	商法264条aの合名・合資会社に関する特別規定(債権および債務に関する別記と付属説明書における説明、自己資本の別記等)																
商法2671項・2項	改正	小規模、中規模および大規模資本会社に関する規模区分基準の修正：()は旧商法規定の規定の数字																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模</th> <th>中規模</th> <th>大規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表総額 (億万マルク)</td> <td>≤ 6.72 (5.31)</td> <td>6.72 < (5.31)</td> <td>≤ 26.89 (21.24)</td> </tr> <tr> <td>売上高 (億万マルク)</td> <td>≤ 13.44</td> <td>13.44 <</td> <td>≤ 53.78</td> </tr> <tr> <td>従業員(人)</td> <td>≤ 50</td> <td>≤ 250</td> <td>> 250</td> </tr> </tbody> </table>		小規模	中規模	大規模	貸借対照表総額 (億万マルク)	≤ 6.72 (5.31)	6.72 < (5.31)	≤ 26.89 (21.24)	売上高 (億万マルク)	≤ 13.44	13.44 <	≤ 53.78	従業員(人)	≤ 50	≤ 250	> 250
	小規模	中規模	大規模															
貸借対照表総額 (億万マルク)	≤ 6.72 (5.31)	6.72 < (5.31)	≤ 26.89 (21.24)															
売上高 (億万マルク)	≤ 13.44	13.44 <	≤ 53.78															
従業員(人)	≤ 50	≤ 250	> 250															
商法267条3項	改正	有価証券の発行による資本を利用する会社とされ、有価証券取引法5条2項の意味における組織された市場と定義されることによって、292条aが拡張された。																
商法292条a	改正	国際的に承認される会計基準を採用したコンツェルン決算書の作成義務の免責の適用範囲に関して、上場企業(株式会社3条2項)から「組織された市場を有価証券の発行(有価証券取引法2条5項)によって利用している親会社」へ拡張している。																
商法293条	改正	コンツェルン決算書および状況報告書の作成義務の規模基準に從った免責の定義のための基準値の引き下げ：()は旧商法規定の規定の数字																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額法 (累積総額)</th> <th>純額法 (連結総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表総額 (億万マルク)</td> <td>≤ 32.27</td> <td>≤ 26.89 (21.24)</td> </tr> <tr> <td>売上高 (億万マルク)</td> <td>≤ 64.54</td> <td>≤ 53.78 (42.48)</td> </tr> <tr> <td>従業員(人)</td> <td>≤ 250</td> <td>> 250</td> </tr> </tbody> </table>		総額法 (累積総額)	純額法 (連結総額)	貸借対照表総額 (億万マルク)	≤ 32.27	≤ 26.89 (21.24)	売上高 (億万マルク)	≤ 64.54	≤ 53.78 (42.48)	従業員(人)	≤ 250	> 250				
	総額法 (累積総額)	純額法 (連結総額)																
貸借対照表総額 (億万マルク)	≤ 32.27	≤ 26.89 (21.24)																
売上高 (億万マルク)	≤ 64.54	≤ 53.78 (42.48)																
従業員(人)	≤ 250	> 250																
商法335条	改正	任意の第三者の申立者による強制金手続を導入することによって、年度決算書の非公開の制裁を強化。それと同時に最低額の強制金を25,000ユーロに引き上げ、課徴金の確定を行う。																

[出所] Bierer, Herbert, Das neue HGB-Bilanzrecht, München 2000 より作成している

有限会社対ドイツ・ダイハツ販売業者財団法人の裁判] ②1998年9月29日欧州裁判所の判決 (Rs. C-191/95) [ドイツ (連邦共和国) 対 EU 委員会の裁判], 以上の二つの判例を基礎として, ドイツの有限会社のディスクロージャー制度の不備が, 欧州裁判所を通じて指摘されることになり, ドイツでは資本会社法の改正が余儀なくされた。この法改正によってコンツェルン企業に含まれる中小規模資本会社のディスクロージャー制度の整備が行われることになった (KapCoRiLiG の主な改正は, 表2に示すことにしたい)⁽¹¹⁾。

この法改正で資本市場活性化政策をさらに進めることになった。つまり商法292条aにおける「上場企業」は, 「組織された市場を有価証券の発行によって利用している企業」に改正されたからである。これは, 結果的には, 決算書の作成および公開の免責を受けることのできる企業の範囲が拡張されることになった⁽¹²⁾。

以上の法改正は, EU の資本市場統合に向けた資本市場活性化政策を進めることとなった会計制度改革であった。

次に, ドイツ法および政策に影響力を持つ EU 委員会の動向について探究することにした。

II. EU 委員会と IASC の動きを巡る会計基準の調和化

現在, EU の動きには二つの流れがみられる。一つには EU 加盟国間における市場統合の動き, 二つには会計指令と IAS との調和化の動きである。

1. EU 委員会の動きとドイツの対応

EU 加盟国間における市場統合の動きは, ドイツ会計制度への影響は重要であると考えられる。というのはドイツの資本市場活性化政策が行われる背景には EU の動きがあるからである。ヨーロッパの資本市場の統合は, ユーロ単一通貨統合とアムステルダム条約によって, さらに経済的統合と政治的統合へと進み, ユーロ導入のための会計規定が公表され, ドイツでも企業へのユーロ導入に関する会計規定が検討された⁽¹³⁾。EU では2005年を目途にしたヨーロッ

資料3-1(1) EUにおける報告書の公表とドイツの動き

会計に関する指令			EU			
			IASとの調整のための動きと報告書の公表	アカウンティング・アドバイザリー・フォーラム		
1968. 3. 9	第1号指令	開示法指令 (68/151/EWG)	1990	EU委員会はIASCの理事会へオブザーバーとして参加	1994-5	財務会計報告書における環境問題
1978. 7. 25	第4号指令	個別決算書指令 (78/660/EWG)	1995	会計調和化：国際的調和化に対する新戦略	1995	リース契約に関する会計
1983. 6. 13	第7号指令	連結決算書指令 (83/349/EWG)	1996	IASとEUの一致の調査	1995	政府補助金
1984. 4. 10	第8号指令	決算監査人指令 (84/253/EWG)	1997	EU委員会のMario Montiの提案	1997	外貨換算会計
1986.12. 8		銀行会計指令 (86/635/EWG)	1998	IAS12とEU会計指令との一致の調査	1997	慎重性と対応の原則 キャッシュ・フロー計算書
1989. 2. 13		銀行支店営業所指令 (89/117/EWG)	1998	IAS1とEU会計指令との一致の調査	注) アカウンティング・アドバイザリー・フォーラム (Accounting Advisory Forum) は、1991年に組織され、基準設定機関ではない。EUにおける会計に関心ある団体の専門家から構成される諮問機関であり、主な機能は会計に関する問題についてEU委員会に諮問することである。定期的な会議によって、会計に関する事柄を審議し、調和化の促進に努めている。	
1990.11. 8		有限会社指令 (90/605/EWG)	1998	EC第4号・第7号指令の各項目に関する解釈指針	1999年にEU委員会は「会社による環境報告書に関する研究」を公表した。	
1990.11. 8		中規模会社指令 (90/604/EWG)	1999	金融商品に関する公正な価値会計処理		
1991.12.19		保険会社会計指令 (91/674/EWG)	1999	IAS32とEU会計指令との一致の調査		
1999. 2. 9		大中小規模資本会社の規模区分基準値の提案	1999	IAS 35.36.37.38.22.16.28.31とEU会計指令と一致の調査		
注) 1968年開示指令は、ドイツの1969年開示法に国内法化されている。EC第8号指令は、第4号・7号指令とともにドイツ法に国内法化された(1986/1987/1990年1月1日施行)			1999	SIC-16とEU会計指令との一致の調査		
1990年有限会社指令は1993年までにドイツ法に国内法化されなかったことから、欧州裁判所の判決により、1999年にKapCoRiLiGの改正が行われることになった。			2000	特定の法形態の会社の個別決算書と連結決算書において認可された価値評価を考慮した指令改正(2.24)	ユーロ単一通貨統合に関する報告書	
EUでは、IASとの調和化に向けて、EC第4号・第7号指令は2001年に改正が予想される。			2001	EU財務報告の戦略：将来への方向(6.13)	1996	ユーロ単一通貨統合に関する会計(11.4)
				IAS適用に関するEU議会と審議会の規約に対する提案(2.13)	1997	ユーロ単一通貨統合の実務的展望—3.会計と税法上の観点(11.7)
					1997	ユーロ単一通貨統合の実務的展望—3.2.簿記と会計(11.7)
					1998	会計へのユーロ単一通貨統合の導入(5.17)
注) 2000年1月にコーポレート・ガバナンス原則委員会がドイツ企業が採用すべきコーポレート・ガバナンス原則を公表した。さらに6月15日には、DVFAが、コーポレート・ガバナンス・スコアカード(5原則)を公表した。			注) EU折衝委員会 (EU-Kontaktausschuss) は、EC第4号指令52条に規定されている条件に従って組織されている諮問機関であり、EU委員会はテクニカル小委員会を設けて、特にIASに関する事柄を審議している。EU折衝委員会は、EU委員会の代表と加盟国の代表から組織されており、(1)会計指令の適用に関して生じる実務的な問題を扱うことによって、会計指令の調和化を促進する、(2)EU委員会への諮問を行い、必要あれば、会計指令の追加規定および修正を行うことになっている。		注) ユーロ単一通貨統合に関する会計規定については、ヨーロッパ会計士連盟(FEE)が中心となって検討している。ドイツでは、1997年4月28日に法務省から経済通貨統合の研究スタッフによる中間報告書(Drs.13/7727)が公表され、9月26日には連邦参議院で法案(Drs.725/97)が、また連邦議会では法案(Drs.13/9347)が可決している。1999年には、第三段階ユーロ単一通貨統合導入法が審議された。他方、1997年に、経済監査士協会(IDW)、シュマレーンバッハ協会からヨーロッパ通貨統合の会計への影響についての見解が公表されている。	

(出所) <http://europa.eu.int/>, <http://www.drsc.de/>より作成している。

パ企業への IAS 採用義務の方向にあり、将来 EU 第 4 号および第 7 号指令の改正が予定されている。既にドイツでは、DRSC が EU 指令改正に対して会計規定に関する提案をしている（注 18 参照）。またユーロ単一通貨統合に際して、EU では欧州金融監督庁が設置されることになっており、それに向けて、ドイツでは、これまでの連邦銀行監督庁（Bundesaufsichtamt für das Kreditwesen）、連邦保険監督庁（Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen）、連邦証券監督庁（Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel）を統合して金融監督庁を設置することにしている⁽¹⁴⁾。

このような欧州経済の統合は、ドイツ会計制度を国際的な会計との調和化を行うべく要因となった。

2. EU 会計指令と IAS との調和化の動き

当初、EU 委員会は、会計指令を加盟国間に国内法化することを義務づけることによって、EU 区域における企業の財務諸表に比較可能性を与えることに努めてきた。そのことから、EU 加盟国は、1990 年の理事会までは、会計指令を修正することは考えておらず、むしろ指令の拡充をめざしていた⁽¹⁵⁾。つまり銀行会計指令、有限会社指令、保険会社会計指令等の加盟国への国内法化を義務づけたのである。しかし会計指令が、まだ具体的な会計基準ではなかったことから、1991 年にアカウンティング・アドバイザー・フォーラムを組織して会計指令に規定されていない会計問題が審議されることになった⁽¹⁶⁾。この組織は、基準設定機関ではなく、会計に関心のある専門家が会計のテーマについて検討する組織であり、1994 年から 1997 年までに 表 3 に示すような報告書を公表した。しかしこれらの報告書の意義は、EU 加盟国間における EU 指令の会計規定の調和化にとどまっており、後の IAS との調和化によって薄れている。

他方、ヨーロッパ企業における IAS 採用が増えていたことを背景に、また 1989 年、IASC が「財務諸表の比較可能性」(E 32) を公表したことを契機に、国際的な会計との調和化へ各国が動きつつあるなかで、EU 委員会は 1990

資料3-2) DRSCのドイツ会計基準の審議状況

ドイツ会計基準(DRS)		
2000.5.31	キャッシュ・フロー計算書(DRS 2) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書(DRS 2-10) 保険会社のキャッシュ・フロー計算書(DRS 2-20) セグメント報告書(DRS 3)	
2000.7.22	金融機関のセグメント報告書(DRS 3-10) 保険会社のセグメント報告書(DRS 3-20)	
2000.8.29	商法292条aに準拠した免責コンツェルン決算書 総括編 (DRS 1) 商法292条aに準拠した免責コンツェルン決算書 特別編 (DRS 1) コンツェルン決算書における企業買収(DRS 4) 金融および財務サービス機関のリスク報告書(DRS 3-10)	
草案	リスク報告書(E-DRS 5) 保険会社のリスク報告書(E-DRS 5-20) 中間財務諸表(E-DRS 6) 自己資本明細表(E-DRS 7) コンツェルン企業における連結会社の持株 (E-DRS 8) コンツェルン企業における関連会社の持株(E-DRS 9)	
<p>注) ドイツ会計基準は、ドイツ会計基準審議会(DSR)のワーキング・グループによって審議されている。ワーキング・グループには、EU折衝委員会が設けられている。ドイツ会計基準は、最終的には、連邦法務省から公布される。KapAEGの改正によって、暫定処置である商法292条aについての具体的な基準が審議されて、ドイツ会計基準として公布されている。またKonTraGの改正では商法279条において、コンツェルン決算書にキャッシュ・フロー計算書およびセグメント報告書が含まれることになったことから、これらの計算書および報告書は、具体的にドイツ会計基準委員会で基準として審議されている。</p>		
DRSC		
ドイツ会計基準審議会(SR) ワーキング・グループ	意見書・討議書	EU委員会への提案
<ul style="list-style-type: none"> ①銀行 ②会計処理および評価方法 ③EU - 折衝委員会 ④金融商品 ⑤無形固定資産 ⑥キャッシュ・フロー計算書 ⑦コンツェルン決算書 ⑧繰延税 ⑨リース ⑩収益認識 ⑪リスク報告書 ⑫セグメント報告書 ⑬ストック・オプション ⑭中間報告書 ⑮保険会社 	<p>意見書</p> <p>保険会社のコンツェルン決算書 (意見書 1)</p> <p>株式オプションとそれに類似する報酬形式の会計処理 (意見書 2)</p> <p>討議書</p> <p>企業合併の統一した会計処理 (討議書)</p>	<p>2000.7.24 EC 第7号指令の改正のための提案を提出</p>
<p>(注) DRSCは、EC第7号指令の改正についてEU委員会へ提案するために一般に意見を受け入れている。EC第4号指令の改正のための提案は、現在検討されている。DRSCは、コンツェルン会計指令と国際的な会計とのできるだけ広範囲の一致に導くことを目指しているとされる。</p>		
<p>(注) ワーキング・グループのメンバーは、会計専門家(作業グループ職務規程2条を参照)から構成される。</p>		

(出所) <http://www.drsc.de/>より作成している。

年の IASC 理事会にオブザーバーとして参加した。国際的にも 1990 年代には IAS との調和化への動きは加速していった⁽¹⁷⁾。

そして、EU が IAS との調和化に向かったのは、1995 年会計の国際的調和化に対する新戦略の公表以降といわれる (表 3)。これを機に、EU 委員会は、会計指令を IAS との調和化へ向けている。これは、IOSCO のコアスタンダードの完成を要件に IAS の支持を表明したことも影響している。EU は、1996 年から 1999 年にかけて会計指令と IAS との一致についての検討を行い、EU 委員会では EU 折衝委員会を中心として、EC 会計指令と IAS の一致が検討された。1996 年から 2000 年にかけては、IAS と会計指令との調整についての調査報告書が公表されてきた (表 3)。

その間 IASC は、1998 年 12 月に「将来像」を公表し、各国の会計基準設定主体との審議によって IAS を「高質の基準」にしていくことを表明した。これに対して、IAS に影響力の強かった FASB は、1999 年 1 月に「国際的会計基準設定：将来へのビジョン」(“*IASC: Vision for the Future*”) という報告書を公表し、IASC の組織改革に批判的な見解を表明した。そのため IASC は、さらに 1999 年 11 月 30 日には、「IASC の将来像への勧告」(“*Recommendations on Shaping IASC for the Future*”) を公表した。この報告書で、IASC は新しい IASC への組織構造を提案した。この提案によって、IASC は、14 名の理事会メンバー (各国の基準設定主体との連絡調整者 12 名を含む) から構成される委員会を提案している。IOSCO による IAS の容認は予定よりも遅れはしたものの、2000 年 5 月 17 日に、IOSCO による IAS の 30 の基準が承認され、その後、2000 年 6 月に、EU は、2005 年を目途に加盟国での IAS の採用を義務づけることを表明した (表 3)。さらに、2000 年には、「EU 指令における時価評価を認める指令の修正」の報告書を公表しており、2001 年には、EC 第 7 号指令の改正が予定されている。

他方 DRSC は、IAS との会計指令との調和化の動きにあるなかで、今年の 7 月 24 日には、EC 第 7 号指令改正に対する提案を公表し、一般の見解を求めている⁽¹⁸⁾。

DRSC は、商法と EC 会計指令、IAS、US-GAAP との調和化に向けて投資家保護指向の会計基準を審議することになった。

以上の EU の動きは、当初会計指令は修正しないという姿勢から大きく変化したことを示している。

Ⅲ. 資本市場活性化政策

1. 新興企業向けの新市場開設

ドイツにおける資本市場には第一部市場（公的取引 Amtlicher Handel）、第二部市場（規制市場 Geregelter Markt）、自由市場（Freiverkehr）がある。なかでも自由市場のニアマルクトの開設はどの市場よりも上場企業の増加傾向⁽¹⁹⁾にあり、ドイツ会計制度の国際化をもっとも加速しているといえる。さらに KapAEG および KapCoRiLiG の改正により、上場企業（コンツェルン会社）のみならず、中小規模の資本会社の証券取引所への上場を活性化している。

ノイア・マルクト、S-MAX、ヨーロッパ・ナスダック開設等、中小規模資本会社の証券取引所への上場は、EU におけるユーロ単一通貨統合を基礎にヨーロッパ証券取引所の統合へと展開されている。しかし、まだドイツの国内法が、完全に EU 指令に適合しているのではなく、また IAS/US-GAAP の採用した財務諸表を開示している企業が、完全に IAS/US-GAAP を採用しているわけではない。ノイアマルクトの上場企業は、2 年以内の IAS あるいは US-GAAP を採用した決算書を作成および公開しなければならない。そのため、従来の商法規定に準拠した決算書から IAS あるいは US-GAAP に移行する段階の決算書を作成および公開している企業が存在している。

ドイツは、経済復興政策のために商法および関連法の改正によって、会計制度改革を行った後に、さらに 1999 2000 2002 年減税法の改正によって、法人税減税と有価証券譲渡税の減税等を行ない、経済復興のための資本市場活性化政策が促進されている⁽²⁰⁾。なかでも証券取引所では、新興企業、ハイテク産業企業の上場の規制緩和によって中小規模資本会社の上場が活発になっている。中小規模資本会社の資金調達を容易にする上場条件が規制緩和される反

表4-1(1) ノイアマルクト上場企業が採用している会計基準

上場企業の国籍	ドイツ	アメリカ	オーストリア	オランダ	フランス	イギリス	スイス	合計
業種別	282	12	12	10	2	1	1	321
バイオテクノロジー	5	10	HGB	1	未定	合計	外国会社	
ファイナンスサービス	1	2		3		18		
産業ソフトウェア	9	4		2		5		
インターネット産業	17	32	3	10		17		
ITサービス	15	13	1	5		66		
メディア産業	23	9		2		39		
医療技術・医療給付産業	5	3	1	5		39		
ソフトウェア産業	21	16		6		10		
技術産業	24	24		6		48		
電気通信	4	8	1	3		63		
会計基準採用別合計	124	121	6	38		16		
(出所) http://www.neuer-markt.de/ (2000年11月1日)				23		321		45

表4-1(2) ノイアマルクト上場企業の決算書にみられる特徴

決算書の国際化している特徴 基本的な財務諸表として重視される傾向が示される	ドイツ	アメリカ	オーストリア	オランダ	フランス	イギリス	スイス	合計
四半期報告書・半年報告書・年次決算書のデュオシステム	282	12	12	10	2	1	1	321
監査証明書の形式	IAS	US-GAAP	HGB	重基準・未公開	未定	合計	外国会社	
決算書の国際化していない特徴 損益計算書 HGBとIAS/US-GAAPにおける実質的に生じる会計処理上の相違	5	10		3		18		
売上原価法がアングロサクソン型といわれるが、従来の総原価法を採用している	1	2		2		5		
① 売上高の実現主義による認識	9	4		3		17		
② 長期債権の利子控除による損益への影響	17	32	3	10		66		
③ 上場費用(IPO)の資本準備金による相殺に対する費用計上	15	13	1	5		39		
④ 損失繰延を借方繰延税として計上	23	9		2		39		
⑤ 自社製造のソフトに関する会計処理	5	3	1	5		10		
⑥ 発生主義による年金債務の評価等	21	16		6		48		
監査証明書の開示・キャッシュフロー計算書/自己資本明細書が重視されている。連結決算書の開示・キャッシュフロー計算書/自己資本明細書が重視されている。セグメント情報が示されている。しかし付属説明書に含まれており、まだ独立した財務諸表としては開示されていない。	24	24		6		63		
3カ月、6カ月、9カ月、12カ月期間の決算書が四半期毎にタイムリーに開示されている。	4	8	1	3		16		
監査証明書は年度決算書に添付されている。監査証明書/監査基準には国際会計基準、国際監査基準、国際監査士監査基準による監査に基づいていることが説明されている。しかし基本的には、商法規定(商法317条)およびドイツ監査(IDW)の監査基準(正規の監査基準)に基づき監査を実施し、さらに監査の基準がEU指令に合致していることが説明されている。	124	121	6	38		321		45
(出所) http://www.neuer-markt.de/ (2000年11月1日)				23		321		45

固定資産明細書 (出所) <http://www.neuer-markt.de/> (2000年11月1日)

面、上場のための会計基準はIASおよびUS-GAAPの選択採用が義務づけられており、財務諸表の透明性が求められることになった。ノイアマルクトへの上場企業の会計基準について、まず採用状況および決算書の開示状況は、表4-(1)に示すとおりである。しかしノイアマルクト上場企業には、IASあるいはUS-GAAPに準拠する決算書の作成と公開が義務づけられているが、これまでドイツ商法に準拠してきた決算書を作成してきたことから、表4-(2)に示すように、ドイツ企業の決算書には、商法とIASあるいはUS-GAAPとの調整が完全ではない決算書がみられる。

2. ノイアマルクト上場企業の会計制度への波紋

これまでノイアマルクト上場は活発であったが、ドイツでは昨年末から2001年にかけて、アメリカナスダックの下落も影響して、ノイアマルクト上場企業の財務状況に不安がもたれるようになった。それを裏づけているのが、アーサーアンダーソン監査法人、プライスウォーター監査法人によるノイアマルクト上場企業の財務状況の調査結果である。監査法人の調査によるとノイアマルクト上場企業は財務困窮に陥っているとしている。既に上場企業には、破綻して、再建中にある企業もあり、ノイアマルクト上場企業にも企業淘汰がきたことが予想されている。現在上場する新興企業の内、リストラによる経費削減をしている少数企業だけが生き残る⁽²¹⁾であろうとされ、投資家は、ハイテク産業の新興企業の決算書の利益表示に関心をもつべきなのか、あるいは企業の経営精神に関心をおくべきかが注目されている。新興企業の決算書の損益表示より、決算書のディスクロージャーが重視されるべきか、新たな会計問題が問われている。他方では、ノイアマルクト上場企業を監督する連邦証券取引所監督局(Börsenaufsicht)、つまりアメリカのSECに匹敵する監督機関の設置が求められている⁽²²⁾。前述したように、これまでドイツの資本および金融は連邦証券監督局、連邦保険局、連邦銀行監督局の3機関が監督している。今後、欧州金融監督局の設置に対するドイツの対応と投資家保護向けの会計制度の整備のため証券取引所監督局がどのように設置されるか⁽²³⁾が注目される。

結びに代えて

ドイツの経済政策からみれば、国内的には法改正によって伝統的な銀行による企業支配という経済構造から、企業資金調達を資本市場に向けて経済基盤の建て直しを行っている。他方、対外的には、EUにおける金融・証券・保険市場の統合をめざして、証券市場の活性化政策を行っている。

これらの経済政策のもとで、ドイツの会計制度改革は、ミクロ的には企業経営のリスクマネジメント、管理および監督というコーポレートガバナンスの観点からも取締役の経営に関する報告義務（アカウンタビリティ）を負わしてディスクロージャー制度を拡充している。またマクロ的には証券・金融および保険市場活性化政策のもとで会計制度の国際化を行っていると考えられる。

会計制度に関する法改正においては、KapAEGの法改正によって、会計制度の国際的調和化という国際的な動きに対応するために、外国企業への市場開放、ドイツ企業の上場の規制緩和を行い、資本市場活性化が行われた。またKonTraGの法改正のもとでは、企業にキャッシュフロー計算書、セグメント報告書等の作成を義務づけており、企業監督の一環としてDRSCを設置した。さらにKapCoRiLiGの改正では、中小規模資本会社の会計制度改革を行い、会計制度上、ディスクロージャー制度が整備されることになり、中小規模資本会社向けの資金調達の規制緩和のための証券市場への上場を促進している。

さらにEU資本市場統合に向けた資本市場活性化のもとでの会計制度改革は、ノイアマルクトへの上場企業のIAS/US-GAAPの選択採用という方法で行われている。しかし会計基準採用の現状を分析することによって明らかになることは、会計の国際化にも商法上の会計処理との相違は残されているということ、またアングロ・アメリカ型会計基準が採用されても、企業の企業破綻に対する投資家保護は完全ではないといえる。

注

- 1) 拙稿「国際会計基準の導入を巡る会計問題—日独の会計制度の見直しの現状を踏まえて—」『証券経済学会年報』第34号(1999年5月)93-100頁参照,「会計制度改革とディスクロージャー制度」(日独比較)『証券経済学会年報』第36号(2001年5月)31頁参照。
- 2) Nassauer, Frank, *Corporate Governance und die Internationalisierung von Unternehmen*, Frankfurt am Main 2000, S.110-111.
- 3) ノイアマルクト上場会社の最初の企業破綻が, Gigabell社(フランクフルト)であったが, その後 Teamwork社(フランクフルト)が破綻し, さらに Letsbuyit社(オランダ)の企業破綻が確実だとされる *Börsen Zeitung* (2000年1月18日)。
- 4) 拙稿「ドイツにおける会計制度の動向と企業の動き」『會計』第158巻第2号(2000年8月)52頁を参照されたい。1993年にダイムラー・ベンツ社がニューヨーク証券取引所に上場し, その際にドイツ商法に準拠した決算書とアメリカ会計基準に準拠した決算書の結果表示が話題となった。この事は, 通常ドイツ商法に準拠した決算書の結果表示がアメリカ会計基準に準拠した決算書の結果表示より低いという考えを覆したからであった。これは, 二重の基準による決算書の作成のコストの嵩み, 手間がかかるという障害をなくし, 大規模資本会社の国際的競争力を強化するための商法改正のきっかけとなった。
- 5) Nassauer, Frank, a. a. O, S.110-111.
- 6) Albers, Joseph, *Verschärfte Haftung auch für Manager des Mittelstandes durch das neue KonTraG*, (1999年11月25日付)によれば, KonTraGの法改正が行われるきっかけとなった企業破綻として, Metallgesellschaft社, Sachsenmilch社, Balsam社, KHD社, Bremer Vulkan社等の企業破綻が挙げられる。
- 7) Seibert, Ulrich, *Das Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)-Die Aktienrechtlichen Regelungen im Überblick*, in: *Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung*, Stuttgart 1999, S.4-7.
- 8) Hebert, Biener, *Das neue Bilanzrecht*, Köln 2000, S.41.
- 9) 拙稿「ドイツ会計基準委員会の設置とその背景」『アドミニストレーション』第7巻1号(2000年9月20日)23-68頁参照。
- 10) 拙稿「ドイツにおける会計制度の動向と企業の動き—中小規模資本会社の会計制度を中心として—」『會計』8月号第158巻第2号(2000年8月)にKapCoRiLiGの法改正のきっかけとなった欧州裁判所の判例の概要は説明している。
- 11) 同上, 42-47頁参照。
- 12) 同上, 47-49頁参照。
- 13) 企業へのユーロ導入に際して, ドイツ経済監査人協会(IDW)では, Fedetation

- des Experts Comptables Européens, *Die Umstellung auf den Euro* を検討している。
- 14) *Handelsblatt* (2001年1月25日付)
 - 15) Ordelheide, Dieter, Entwicklung und Arbeit des Accounting Advisory Forums der EU-Kommission, in: *Rechenschaftslegung im Wandels*, Festschrift für Wolfgang Dieter Budde, 1995 München, S.483-485, S.492.
 - 16) Ordelheide, a. a. O., S. 495 - 496.
 - 17) 山崎彰三 Gerhard G. Mueller 稿「会計基準設定をめぐる FASB の動向と IASC との関係—FASB 委員 Gerhard G. Mueller 氏に聞く—」『JICPA ジャーナル』1月号 (2000年1月), 第一法規, 32-37頁。
 - 18) Communication from the commission to the council and european parliament, *EU Financial Reporting Strategy: the way forward*, Brussels, 13. 06. 2000, COM (2000).
 - 19) Loehr, Andreas, *Börsengang*, Stuttgart 2000, S. 65-66.
日本証券経済研究所編『ヨーロッパの証券市場』2000年度版, 平成12年, 126頁-127頁。
 - 20) 拙稿「ドイツ会計制度の新動向」(1)(2)『企業会計』V01.52.No.3 (2000.3) 110-112頁, No.4, (2000.4) 110-112頁を参照されたい, Steuerfachausschuss, Entwurf eines Steuerentlastungsgesetzes 1999 2000 2002, in: *IDW-Fachnachrichten* (1999年2月8日), S.1-15.
 - 21) パリ, アムステルダム, ブリュッセルの3取引所の合併したユーロネクストが機能し, ドイツフランクフルト証券取引所は欧米主要証券取引所に株を上場して, さらにロンドン証券取引所の合併による「アイエックス」(iX)取引の計画は2000年9月に失敗に終わったが, その後も合併交渉は再開しようとしている。さらにヨーロッパ証券取引所の競争が激化することが予想される (日経新聞 [2001年2月16日付])。
 - 22) プライスウォーターハウス監査法人の調査によれば, この3年間におけるインターネット上場企業の56社のうち20社 (ノイアマルクト上場企業の約3分の1) は, 資金困窮に陥るであろうとしている Berlin-Online (2000年7月2日)。
 - 23) Schambach: *Die Banken brachten jede Bude an die Börse* (2000年11月27日付)。